公益通報者保護法の改正に伴う公益通報制度の対応について

1 概要

公益通報者保護法の一部を改正する法律(令和2年法律第51号)の施行に伴い、通報者保護の充実を図る必要があるため、本区の公益通報制度に係る再整備を行う。

【参考】法改正の主旨

別添1:消費者庁資料「公益通報者保護法の一部を改正する法律(令和2年法律第51号)」参照

2 本区の公益通報制度の整備に係る経緯

時 期	概 要
平成16年2月20日	「墨田区職員の内部公益通報に関する要綱」(以下「要綱」という。)を制定 ※ 通報窓口は、「企画経営室秘書担当」
平成18年8月11日	「墨田区公益通報(外部の労働者からの通報)処理基準」(以下「処理基準」という。)を制定 ※ 通報窓口は、「当該通報及び相談に係る事案の所管課」
令和2年6月12日	「公益通報者保護法の一部を改正する法律」公布 ※ 内部通報に適切に対応するための体制の整備等が求められた。
令和4年6月1日	「公益通報者保護法の一部を改正する法律」の施行及び同法施行に伴う本区の要綱及び処理基準の改正 ※ 主な改正点は、公益通報を行ったことによる不利益な取扱いから保護される者の拡充及び明確化(労働者に加えて「退職者(退職後1年以内)」及び「役員」が追加)等
【参考】本区の公益通報制度における「内部公益通報」と「外部公益通報」	
内部公益通報	(1) 墨田区が「事業者」として受ける公益通報 (2) 墨田区職員等が、区政運営において法令違反行為等の事実に 対して行う。
外部公益通報	(1) 墨田区が「処分又は勧告等をする権限を有する行政機関」と して受ける公益通報 (2) 民間事業者等の労働者等が、公益通報者保護法で定められた 法令違反行為等の事実に対して行う。

3 本区における今後の対応

本年6月1日に実施した要綱及び処理基準の改正に加え、次の2点を更に改正し、令和5年4月1日から施行予定

- (1) 内部及び外部公益通報の所管を総務部総務課に一元化
- (2)公益通報外部従事者(弁護士)への委託(通報窓口、通報に対する調査及び処理の 相談業務等)を予定
 - ※ 別添2:「墨田区公益通報制度フローチャート」を参照

4 その他 (周知等)

(1) 区職員への周知等

制度の再整備にあたっては、通報事案となるような不適切な事務処理等が生じないよう、部長会、庶務担当課長会、研修等の機会及び庁内イントラ等を活用し、改めて、区職員への周知と意識付けを行っていく。

(2) 区民への周知等

墨田区HP上に本区の公益通報制度に係る概要や通報窓口を掲載し、周知していく。



公益通報者保護法の一部を改正する法律(令和2年法律第51号)

近年も社会問題化する事業者の不祥事が後を絶たず → 早期是正により被害の防止を図ることが必要

- 事業者自ら不正を是正しやすくするとともに、 安心して通報を行いやすく
- 事業者に対し、内部通報に適切に対応するために必要な体制の整備等(窓口設定、調査、是正措置等)を 義務付け。具体的内容は指針を策定【第11条】
 - ※中小事業者(従業員数300人以下)は努力義務
- その実効性確保のために行政措置(助言・指導、勧告 及び勧告に従わない場合の公表)を導入[第15条・第16条]
- 内部調査等に従事する者に対し、通報者を特定させる 情報の守秘を義務付け(同義務違反に対する刑事罰 を導入)【第12条・第21条】

② 行政機関等への通報を行いやすく

○ 権限を有する行政機関への通報の条件【第3条第2号】

(現 行) (改 正) 信じるに足りる相当の理由 がある場合の通報 **氏名等を記載した書面を提出** する場合の通報を追加

○ 報道機関等への通報の条件【第3条第3号】

(現 行) (改 正) 生命・身体に対する危害 財産に対する損害(回復困難 又は重大なもの)を追加 通報者を特定させる情報が 漏れる可能性が高い場合を

追加

○ 権限を有する行政機関における公益通報に適切に 対応するために必要な体制の整備等【第13条第2項】

内部通報・外部通報の実効化

③ 通報者がより保護されやすく

○ 保護される人【第2条第1項等】

(現 行)

(改 正)

労働者

退職者(退職後1年以内)や、

役員(原則として調査是正の取組を前置)を追加

○ 保護される通報【第2条第3項】

(現 行)

(改 正)

刑事罰の 対象 <mark>行政罰</mark>の対象 を追加 ○ 保護の内容【第7条】

(現 行) (改 正) **通報に伴う損害** (なし) <mark>賠償責任の免除</mark> を追加

※公布の日から起算して2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

墨田区公益通報制度フローチャート

